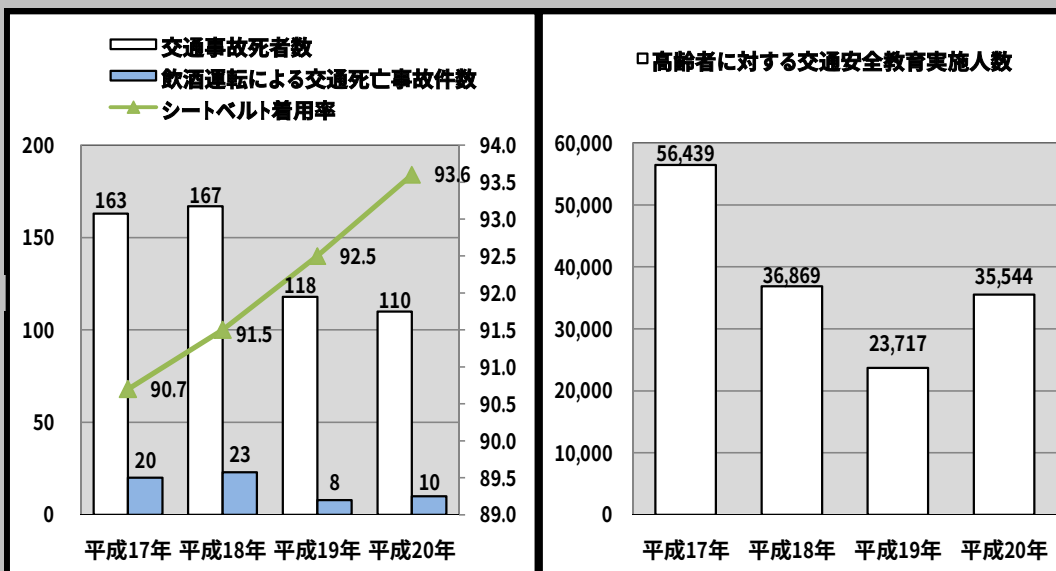


**業務名** 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた啓発・教育の推進

○業務に関する統計

| 項 目               | 統 計 の 推 移 |        |        |        |    |
|-------------------|-----------|--------|--------|--------|----|
| 交通事故死者数           | 平成17年     | 平成18年  | 平成19年  | 平成20年  | 単位 |
|                   | 163       | 167    | 118    | 110    | 人  |
| 飲酒運転による交通死亡事故件数   | 平成17年     | 平成18年  | 平成19年  | 平成20年  | 単位 |
|                   | 23        | 24     | 8      | 10     | 件  |
| シートベルト着用率         | 平成17年     | 平成18年  | 平成19年  | 平成20年  | 単位 |
|                   | 90.7      | 91.5   | 92.5   | 93.6   | %  |
| 高齢者に対する交通安全教育実施人数 | 平成17年     | 平成18年  | 平成19年  | 平成20年  | 単位 |
|                   | 56,439    | 36,869 | 23,717 | 35,544 | 人  |



○業務の主なコスト

| Nº  | 事 業 名                 | 平成20年度事業費 (千円) | 平成21年度事業費 (千円) |
|-----|-----------------------|----------------|----------------|
| 1   | 交通警察費                 | 37,661         | 31,295         |
| 2   | 地域交通安全活動推進費           | 2,008          | 2,593          |
| 3   | 安全運転管理者講習実施費          | 30,312         | 29,677         |
| 4   | 死亡事故抑止重点対策事業費         | 619            | 608            |
| 5   | 民間委託による交通安全教育・啓発活動事業費 | 26,404         | 25,000         |
| 6   |                       |                |                |
| 7   |                       |                |                |
| 8   |                       |                |                |
| 合 計 |                       | 97,004         | 89,173         |

## ○平成20年の取組み

●幼児・児童に対する交通安全教育については、関係機関・団体等と連携し、年齢や地域の実情に応じた交通安全教育を実施したほか、県民しあわせプラン第二次戦略計画の重点事業である「民間委託による交通安全教育・啓発活動事業」に取り組み、交通死亡事故の発生実態等を踏まえ、四日市市、鈴鹿市、津市を重点地区に指定し、同地区を中心とした参加・体験・実践型の交通安全教育(4月～12月に146回8,855人、全体の52.8%)を実施した。

●高齢者に対する交通安全教育については、各警察署ごとに高齢者の交通事故発生実態に応じた「高齢者交通安全教育ステップアップ地区」を指定し、高齢者に対する総合的な交通安全教育による事故防止対策を実施(地区内の高齢事故死者5人、前年比－4人)したほか、「高齢者交通安全アドバイザー」を委嘱し、地域における高齢者に対する交通安全教育に取り組んだ。高齢ドライバーに対しては「高齢ドライバー指導者研修会」、「高齢ドライバー安全運転大会」等を開催するなど高齢ドライバーの特性に応じた交通安全教育を実施した。

●シートベルトの着用促進については、改正道路交通法施行に伴う後部座席シートベルトの着用義務化に関する広報や、交通安全教育や交通安全キャンペーン等を通じたシートベルトの正しい着用の徹底についての広報啓発活動や交通指導取締りの結果、一般道路における運転者の着用率は、前年に比べ1.1ポイント向上し93.6%となった。また、チャイルドシートの使用促進については、幼児の保護者を対象とした取付け指導や広報啓発に取り組んだ。

●飲酒運転の根絶については、交通指導取締りとともに、ハンドルキーパー運動推進モデル警察署を指定し、酒類提供飲食店等における「ハンドルキーパー運動推奨店」を指定するなどの対策を展開したほか、飲酒運転体験ゴーグルを活用した交通安全教育を実施した。

●自転車の安全利用対策として、「自転車指導啓発重点地区・路線」の見直しを行い、指定地区・路線(13地区12路線)を中心とした広報啓発活動や自転車に対する街頭指導等を実施した。

## ○課題と平成21年の取組み

●高齢者の交通安全教育は、各警察署における「高齢者交通安全教育ステップアップ地区」を中心として、関係機関・団体との連携による対象や地域の実情に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。特に高齢者の死者のうち歩行中・自転車乗用中の交通弱者による事故が64.3%を占めていることから、高齢者交通安全アドバイザー、地域交通安全活動推進委員による自転車の安全利用等に関する指導活動は高齢者の訪問指導等地域に溶け込んだ行動を推進する。また、毎月実施しているセーフティー・シルバー・デーやセーフティー・バイシクル・デー等における街頭指導活動を始め、「高齢ドライバー安全運転大会」や「高齢ドライバー指導者育成研修会」などを開催し、増加する高齢ドライバーの交通事故防止対策を推進する。

●幼児・児童の交通安全教育は、引き続き基本的な交通ルール・交通マナー等を理解させ、交通事故に遭わない正しい交通行動を身に付けさせるため、道路の横断の方法、飛び出しの危険性、自転車の正しい乗り方などについて繰り返し指導していく必要がある。教育委員会、学校等の関係機関・団体と連携して、通学路等における街頭指導や体験型の自転車の乗り方教室などについて、県民しあわせプラン第二次戦略計画の重点事業の「民間委託による交通安全教育・啓発事業」による交通安全アドバイザーを活用した効果的な交通安全教育を推進する。平成21年度は、四日市市、津市、松阪市を重点地区に指定し、同地区を重点に交通弱者に対する参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。

●シートベルトの着用促進については、本県の一般道路での着用率は運転席、助手席及び後席とも全国平均を下回っていることから、関係機関・団体と連携した街頭キャンペーン、シートベルトコンビンサーを活用した体験型教育を実施し、着用促進のための広報啓発に努める。また、チャイルドシートの着用促進のため、保育所・幼稚園のほか多くの人が集まる施設等において保護者へのチャイルドシートの取付け講習会や広報啓発活動を推進する。

●飲酒運転の根絶については、平成20年中の飲酒運転による死亡事故は10件(前年対比＋2件)発生し全死亡事故の9.7%と全国平均(6.6%)を上回っていることから、関係機関・団体と連携した「飲酒運転根絶キャンペーン」の展開とモデル警察署を中心とした「ハンドルキーパー運動」を推進するとともに、自動車運転代行業の健全育成を図り、飲酒運転の根絶に向けた社会環境づくりを推進する。

●外国人住民の増加に伴い、外国人が当事者となる交通事故が増加していることから、外国人学校、外国人研修生、外国人雇用事業所等を対象として、日本の交通ルール・マナー等に関する交通安全教育、広報啓発活動を推進する。